

令和8年熊本地震営農再開支援事業【ハード】必要書類チェックシート

- ・申請者において、セルフチェックで必要書類を確認する書類となっています。
- ・申請者において、必要となる書類項目に☑を入れてご準備ください。
- ・想定される必要書類を挙げていますが、審査が進むにつれて追加で書類を求めることがありますので、ご了承ください。

書類項目	確認項目	確認
◆共通項目		☐
☐ R7年分の確定申告書（決算書）	・ 農業収入又は農業経費から被災前から営農していることを確認できるか。 ※自家消費のみや家庭菜園は対象外	☐
☐ 【本則・簡易課税事業者の場合】 R7年消費税申告書	・ 課税区分を確認できるか。	☐
☐ 【免税事業者の場合】 R5年からR7年の確定申告書	・ 原則課税売上高が1000万円以下であるか。	☐
☐ 被災証明書（兼申請書）※氷川町様式の場合	・ 被害状況の一覧に次の全てが確認可能か。 ①修繕等する施設等名が記載されているか。 ②規格や能力、面積の記載はされているか。 ③台数や棟数の記載はされているか。	☐ ☐ ☐
☐ 償却資産台帳。または、固定資産台帳	・ 農業用機械・施設の取得日が分かるか。	☐
◆機械・施設等の所有者と利用者が異なる場合	※レンタル事業者が所有していた機械等は対象外。	☐
☐ 機械・施設の貸借状況が分かる書類（契約書など）	・ 被災前から借り受けていたことが分かるか。	☐
☐ 所有者の確定申告書 又は 農業者年金加入証書	・ 所有者が貸出前に農業者であったか。	☐
◆中古機械を購入する場合		
■ 次の①か②のいずれか。		
☐ ①メーカー等からの2年以上の保証書		☐
☐ ②その他残存耐用年数が2年以上あることが確認できる書類		☐
◆農業用トラックの場合（①～⑥の複数項目により確認）		
☐ ①車検証の写し	・ 新車登録から14年目までの車両か。 ・ 保管場所が事業であったことが確認できるか。	☐
☐ ②固定資産台帳の写し	・ 資産計上されていたことが確認できるか。	☐
☐ ③車体に法人名、農園名等が印刷されている写真		☐
☐ ④運行記録簿、業務日誌等	・ 農業専用で使用していたことが確認できるか。	☐
☐ ⑤任意保険の証書の写し	・ 使用目的が「事業使用」であるか。	☐
☐ ⑥その他農業以外の用途に使用していないことを証する書類		

令和8年熊本地震営農再開支援事業【ハード】必要書類チェックシート

- ・申請者において、セルフチェックで必要書類を確認する書類となっています。
- ・申請者において、必要となる書類項目に☑を入れてご準備ください。
- ・想定される必要書類を挙げていますが、審査が進むにつれて追加で書類を求めることがありますので、ご了承ください。

書類項目	確認項目	確認
◆被災した機械・設備、施設毎に必要となる書類		☐
■被災状況が確認できる書類		☐
■機械の場合	・原則①～④により、所有状況と被害状況を確認する。	
パターン：B,C,D,E,F,G	・建物の下敷きになっている場合は、建物の状況が分かる写真と「償却資産台帳（税務課）」又は「固定資産台帳（確定申告書添付書類）」により確認する。	
☐ ①被災機械の全景の写真		☐
☐ ②被災箇所の写真		☐
☐ ③被災状況が分かるメモ等		☐
☐ ④型式番号プレートなど能力等が確認できるもの		☐
☐ ⑤アタッチメント等の装備状況		☐
■施設の場合	・③は農業用資材は写っているなど農業生産に使用していたことを確認。	
パターン：A,H,I,J,K,L,M,N,O,P,Q,R,S,T	・④は被災施設の完成当時の「図面」や「固定資産税課税明細書（税務課）」の書類により、面積を確認。	☐
☐ ①被災施設の全景（4方向（前後左右）から）	・⑤は農業生産の用途に使用していた範囲を確認。	☐
☐ ②被災箇所の写真		☐
☐ ③農業経営に使用していた状況等が分かる内部の写真		☐
☐ ④被災施設の規模や構造、面積等が確認できるもの		☐
☐ ⑤被災した施設の配置図（参考様式1）		☐
■園芸施設共済加入対象施設の場合		
パターン：B,D,F,O,P,Q,R,S,T		
☐ 園芸施設共済等加入証書		☐
☐ 【共済金が支払われている場合】共済金支払額が確認できるもの		☐
☐ 取得年月等が確認できる書類（固定資産台帳等）		☐
■事業費が確認できる書類		
■修繕が可能な場合		
パターン：D,E,I,L,Q,R		
☐ 修繕の見積書（原則3社から徴取）	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐
■修繕が不可能な場合		
パターン：F,G,J,M,N,S,T		
☐ 再取得の見積書（原則3社から徴取）	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐
☐ 修繕不能証明書	・【機械の場合】メーカー等からの証明	☐
	・【施設の場合】建築士からの証明	☐
☐ 【施設の場合】建築士資格があることが分かる書類		
■修繕が可能であるが再取得を希望し、再取得が安価な場合		
パターン：B,C,H,K,O,P		
☐ 修繕の見積書	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐
☐ 再取得の見積書（原則3社から徴取）	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐
☐ 修繕不能証明書	・【機械の場合】メーカー等からの証明	☐
	・【施設の場合】建築士からの証明	☐
☐ 【施設の場合】建築士免許の写し		
☐ カタログ・図面（平面図・立面図）		
■上記修繕又は再取得した上で補強（機能向上）を行う場合	※ハウス・果樹棚・畜舎等の営農施設に限る。	
パターン：K,L,M,O,Q,S		
☐ 補強の見積書（3社から徴取）	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐
■施設を撤去する場合	※公費解体を行う場合は不要。	
パターン：A		
☐ 撤去の見積書（原則3社から徴取）	・見積書の宛名は申請者本人であるか。	☐
	・見積書の内訳は明確か（一式表記は不可）	☐